

令和4年6月22日

令和4年6月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年6月22日(水) 午後1時30分～2時00分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(6人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第5地区	行田	修
第6地区	谷山	正昭	第7地区	辻	清一

5 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

第4地区 上田 昌彦

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	事務局次長	松下	伸弘
職員		西本			由香

7 議事録署名委員

1番	森	善隆	2番	南野	悟
----	---	----	----	----	---

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る取下届
- 報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より、令和4年6月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は6名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料の通りでございますので、後程お目通しをいただきたいと思っております。
なお、一般事務に関する報告にもありますように、去る5月31日に東京の渋谷公会堂において開催されました、令和4年度全国農業委員会会長大会に出席して参りましたので、簡単に報告させていただきます。

議 長

（報告を行う。）

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号1番、森 善隆委員、並びに議席番号2番、南野 悟委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件を議題といたします。

申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局、西本さん。

事務局

それでは事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件、6筆、2,893㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

内容でございますが、1項目から3項目の権利関係は、使用貸借権、10年の再設定、4項目から6項目の権利関係は使用貸借権、3年の新規設定となっております。

借り手はいずれも農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれます。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

今回は利用権設定の関係で、耕作される人の面積に関し特に縛りはなかったのでしょうか。

議 長

事務局、松下君。

事務局

下限面積につきましては農地法上の規制でございます。

今回の手続は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定でございますので、農地法の下限面積のような面積要件というのはございません。

議 長

この下限面積につきましては、先ほど申し上げました農業経営基盤強化促進法の

法令改正等の中でも、下限面積が撤廃されたということでございます。

つまり、従来は種地に加えて2,000㎡なければならないということでしたが、その要件がなくなったということであり、従事日数や農業経験や、農機具所有状況等で判断していかなければならないということでございます。

今までの下限面積というのは、撤廃されるということでございます。

今後、農地法3条でも同様の案件が上がってくる可能性がございますので、その際は事務局にも十分審査をしていただくようお願いいたします。

議 長

他にご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、2件。以下、報告第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知、4件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件はすべて議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会でございますが、7月20日、水曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、7月22日、金曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして令和4年6月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月22日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

署 名 委 員

署名済み

署 名 委 員

署名済み
